

# 投資信託説明書(目論見書)

2008.11

## 新生・フラトンVPICファンド ヴィピック

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ／自動けいぞく投資可能

<設定・運用は>



新生インベストメント・マネジメント

\*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書  
[ 交付目論見書 ]  
2008.11

## 新生・フラトン VPIC ファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は  
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「新生・フラトン VPIC ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第5条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 11 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 11 月 27 日にその効力が発生しております。
2. 金融商品取引法第 13 条第2項第2号に定める内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合には、投資家自らが当該請求を行った旨を記録しておくようしてください。なお、当投資信託説明書(交付目論見書)は、投資信託説明書(請求目論見書)を添付しております。

- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

下記の事項は、この投資信託「新生・フラトン VPIC ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)をお申し込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申し込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。 記

#### ◎当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあり、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。投資対象国である新興国への投資は、先進国と比較して、相対的に高いリスクがあります。また、実質的に外貨建資産に投資をしておりますので、為替変動により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク(株価変動リスク)」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「信用リスク」等があります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

#### ◎当ファンドに係る手数料等について

##### ●申込時に直接ご負担いただく費用

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対して上限 3.675% (税抜 3.5%)

##### ●解約時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額 換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

##### ●投資信託の保有期間中にご負担いただく費用

・信託報酬 信託財産の純資産総額に対して年率 1.176% (税抜 1.125%)

・投資対象ファンドの運用報酬 年率 0.90%

実質的な信託(運用)報酬率(税込・年率)の概算値\*

年 2.076% 程度

\*当ファンドは他のファンドを投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

##### ●その他費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 等

(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことはできません。)

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

## 交付目論見書 目次

ファンドの概要 ······	①
<b>第一部 【証券情報】 ······</b>	<b>1頁</b>
(1) 【ファンドの名称】	(7) 【申込期間】
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	(8) 【申込取扱場所】
(3) 【発行（売出）価額の総額】	(9) 【払込期日】
(4) 【発行（売出）価格】	(10) 【払込取扱場所】
(5) 【申込手数料】	(11) 【振替機関に関する事項】
(6) 【申込単位】	(12) 【その他】
<b>第二部 【ファンド情報】 ······</b>	<b>4頁</b>
<b>第1 【ファンドの状況】 ······</b>	<b>4頁</b>
1 【ファンドの性格】 ······	4頁
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】	(2) 【ファンドの仕組み】
2 【投資方針】 ······	9頁
(1) 【投資方針】	(4) 【分配方針】
(2) 【投資対象】	(5) 【投資制限】
(3) 【運用体制】	
3 【投資リスク】 ······	15頁
4 【手数料等及び税金】 ······	18頁
(1) 【申込手数料】	(4) 【その他の手数料等】
(2) 【換金（解約）手数料】	(5) 【課税上の取扱い】
(3) 【信託報酬等】	
5 【運用状況】 ······	24頁
(1) 【投資状況】	(3) 【運用実績】
(2) 【投資資産】	
6 【手続等の概要】 ······	27頁
7 【管理及び運営の概要】 ······	30頁
<b>第2 【財務ハイライト情報】 ······</b>	<b>35頁</b>
1 【貸借対照表】 ······	35頁
2 【損益及び剰余金計算書】 ······	36頁
3 【注記表】 ······	36頁
<b>第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】 ······</b>	<b>39頁</b>
<b>第4 【ファンドの詳細情報の項目】 ······</b>	<b>40頁</b>
<b>信託約款 ······</b>	<b>41頁</b>
<b>信託用語集 ······</b>	<b>50頁</b>

## ファンドの概要 **新生・フラトン VPIC ファンド**

※お申し込みの際には、掲載の「交付目論見書」記載内容を良くお読みいただき、当ファンドの内容・手数料等・リスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の判断でお申し込みください。

### ファンドの目的および基本的性格について

商品分類	追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	この投資信託は、投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
主な投資対象	投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。 ＜ケイマン籍の円建て外国投資信託＞ Fullerton VPIC Fund Class A 受益証券 ＜証券投資信託＞ 新生 ショートターム・マザーファンド 受益証券
主な投資制限	<p>①投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。</p> <p>②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。</p> <p>③同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の 50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の 50%以下とします。</p> <p>④株式への直接投資は行いません。</p> <p>⑤外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p>
信託期間	原則として無期限とします。ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、毎年8月 26 日とします。 なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。
収益分配	<p>毎決算時に、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。</p> <p>「一般コース」</p> <p>原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。</p> <p>「自動けいぞく投資コース」</p> <p>原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。</p>

## 取得申込手続きについて

申込方法	販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。 収益分配金の受取方法によって 「一般コース」 「自動けいぞく投資コース」 の2通りがあります。 なお、販売会社や申込形態により、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
受付時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所※が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。 ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、取得お申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付を行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"><li>●シンガポールの銀行休業日およびその前営業日</li><li>●ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日</li><li>●パキスタンのカラチ証券取引所の休業日</li><li>●インドのムンバイ証券取引所の休業日</li><li>●中国の香港証券取引所の休業日</li></ul>
受付場所	販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 なお、基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
申込単位	お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
取得申込の受付の中止・既に受けた取得申込の受付の取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受けた取得申込の受付を取り消すことができます。

※当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00~17:00 (半休日となる場合9:00~12:00)

## 換金(解約)手続きについて

受付時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●シンガポールの銀行休業日およびその前営業日</li> <li>●ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日</li> <li>●パキスタンのカラチ証券取引所の休業日</li> <li>●インドのムンバイ証券取引所の休業日</li> <li>●中国の香港証券取引所の休業日</li> </ul>
支払開始日	原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いいたします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。 ※解約価額=基準価額-信託財産留保額=基準価額-(基準価額×0.3%)
換金単位	販売会社が定める単位をもって換金できます。 ※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
お手取額	個人の投資家の場合、1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。 ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。
換金申込の受付の中止・既に受けた換金申込の受付の取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受けたものとして取り扱います。

## 当ファンドにおいてご負担いただきます手数料等

申込手数料	お申込手数料につきましては、3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定めるものとします。 ※詳しくは、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。																
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.176%（税抜 1.12%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。 ※信託報酬の配分は、以下の通りとします。（括弧内は税抜です。） <table border="1" data-bbox="425 646 1325 842"><thead><tr><th colspan="4">信託報酬(年率)</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>1.176%</td><td>0.3885%</td><td>0.735%</td><td>0.0525%</td></tr><tr><td>(1.12%)</td><td>(0.37%)</td><td>(0.70%)</td><td>(0.05%)</td></tr></tbody></table> ※投資先ファンドの運用報酬（年率 0.90%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年 2.076%程度です。	信託報酬(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.176%	0.3885%	0.735%	0.0525%	(1.12%)	(0.37%)	(0.70%)	(0.05%)
信託報酬(年率)																	
合計	委託会社	販売会社	受託会社														
1.176%	0.3885%	0.735%	0.0525%														
(1.12%)	(0.37%)	(0.70%)	(0.05%)														
その他の手数料等	①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。 ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。 ③ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。 ④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。 ※その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。																
換金(解約)手数料等	①換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はありません。 ②信託財産留保額 解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。																

## 投資先ファンドにおいてご負担いただきます手数料等

当ファンドが投資対象とするケイマン籍の円建て外国投資信託 Fullerton VPIC Fund Class A(以下「投資先ファンド」といいます。)における手数料等

申込手数料	申込手数料はありません。	
換金(解約)手数料	換金(解約)手数料はありません。	
運用報酬	運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.90%

＜参考＞ なお、当ファンドの信託報酬に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.90%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。) ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただきます信託(運用)報酬は変動いたします。

全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値
年 2.076% 程度

① 受託会社報酬額 年額約 60,000 米ドル※ (※投資先ファンドの純資産総額1億米ドル相当額の場合の概算値です。)
② 当初のファンド設定費用(弁護士費用等)合計 1,904,767 円※ (※この費用については当初5年間で償却いたします。) 年額約 38 万円
③ 管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等、監査報酬、弁護士報酬等、有価証券売買時の取引費用等および、投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。
※ その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

＜参考＞ ●新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬、申込手数料、換金手数料等はかかりません。

## 主なリスクと留意点

主なリスクと 留意点	当ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあります。投資元本を割り込むことがあります。 当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。
---------------	--

### 1. 価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となつた場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、こうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

### 2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建での評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、こうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

### 3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあります。投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

#### 4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

#### 5. その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受けた注文を取り消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組み入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

新生・フラトン VPIC ファンド（以下「ファンド」、「当ファンド」という場合があります。）  
ただし、「VPIC」に「ヴィピック」とフリガナを付すことがあります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）
- ・格付けは取得していません。

※ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

1,300 億円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>※1</sup>とします。

午後3時（わが国の金融商品取引所<sup>※2</sup>の半休日の場合は午前11時）までに、取得申込が行われかつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申し込み分とします。

※1「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

※2「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。（以下同じ。）

・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>  
電話番号 03-5157-5549  
お問い合わせ時間(営業日)9:00～17:00 (半休日となる場合は9:00～12:00)  
また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「VPIC」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5) 【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675% (税抜3.5%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。  
※詳しくは、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。
- ② 「自動けいぞく投資コース」でお申し込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成20年11月27日から平成21年11月26日まで

平成21年11月27日以降の継続申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所である「販売会社」については(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、お申し込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>  
電話番号 03-5157-5549  
お問い合わせ時間(営業日)9:00～17:00 (半休日となる場合は9:00～12:00)

## (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

### ① お申し込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申し込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申し込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ② 取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- 中国の香港証券取引所の休業日

### ③ 取得申込の受付の中止、既に受けた取得申込の受付の取り消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

### ④ 日本以外の地域における発行は行いません。

### ⑤ 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

### (参考)

#### ◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」と言います。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

###### ② ファンドの基本的性格

追加型証券投資信託、ファンド・オブ・ファンズ※です。

※ 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類において、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザーファンドを除く。))に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

###### ③ 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,300億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

###### ④ ファンドの特色

###### <ファンドの特色>

1. 主として、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

● 投資対象には、預託証書※<sup>1</sup>、個別銘柄の株価や株価指数に係るオプション、株式や株価指数の価格に運用成果が連動する債券等も含まれます。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用することができます。

※1 預託証書:Depository Receipt のことで、頭文字をとって DR と略すことがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証書のことです。

● 中国の株式には、上海証券取引所、深圳証券取引所に上場している株式のほか、香港証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式(レッドチップ※<sup>2</sup>、H株※<sup>3</sup>)やその他の証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式等(預託証書(DR)を含みます。)を含みます。なおその他の国の株式も国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。また未上場株式に投資する場合があります。

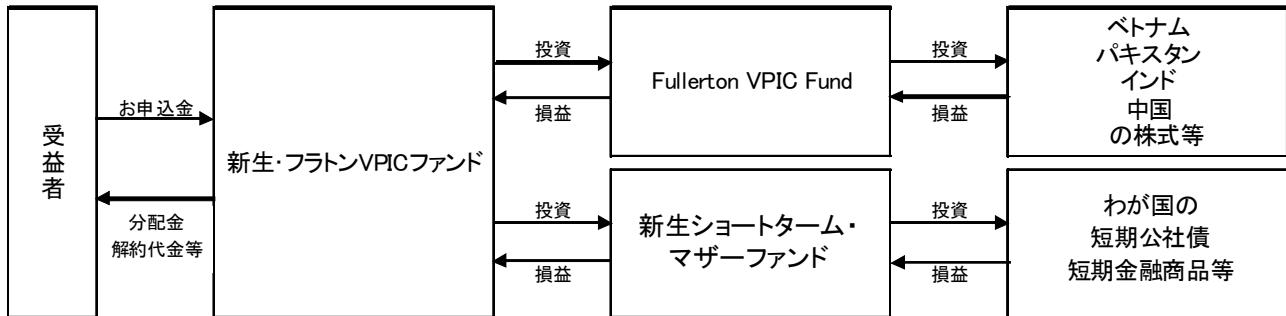
※2 レッドチップ:資本的な背景は中国本土だが登記は香港(またはその他地域)で行われた企業(銘柄)

※3 H株:香港に上場した、資本も登記場所も中国本土の企業(銘柄)

● ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等への投資は、ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund」の受益証券への投資を通じて行います(当ファンドはファンド・オブ・ファンズです)。

- 主として前記の外国投資信託に投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。

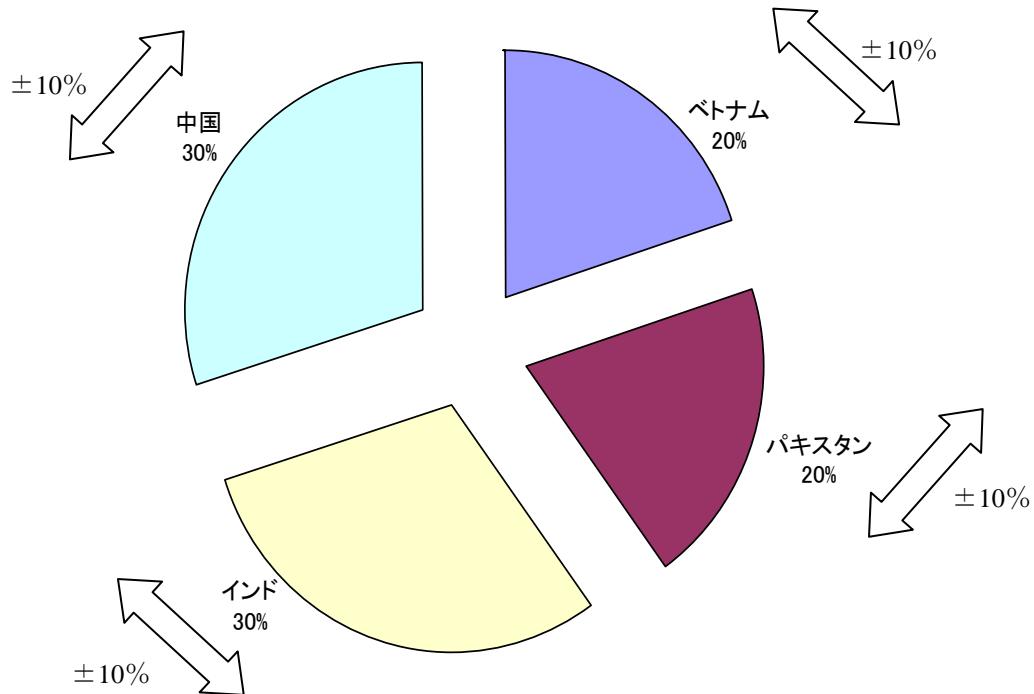
<ファンドのスキーム図>



2. ベトナム、パキスタン、インド、中国の国別配分比率は、原則として 20%、20%、30%、30% を基本とします。

3. 国別配分は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の±10%の範囲内で変動させます。

<国別基本構成比>



ただし、市場の流動性やその他やむをえない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。

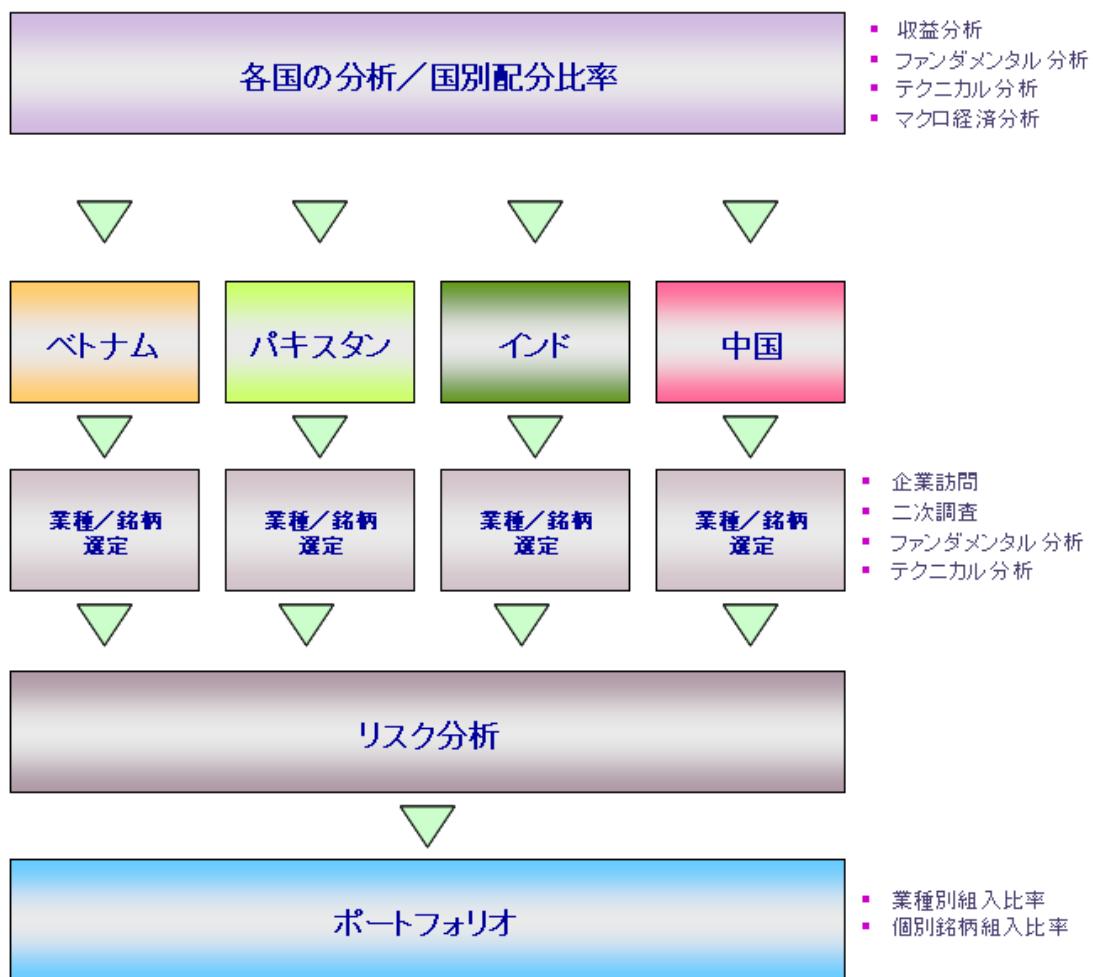
4. 業種や銘柄の選定は、企業訪問やファンダメンタルズ分析、テクニカル分析に基づき行います。

5. 「Fullerton VPIC Fund」の運用は、フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

#### <フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドの概要>

シンガポールを拠点とする運用会社。シンガポール財務省が全額出資するテマセック(TEMASEK)・ホールディングスの100%出資により2003年にシンガポール金融庁の認可を受けて設立。以下、「フラトン社」といいます。

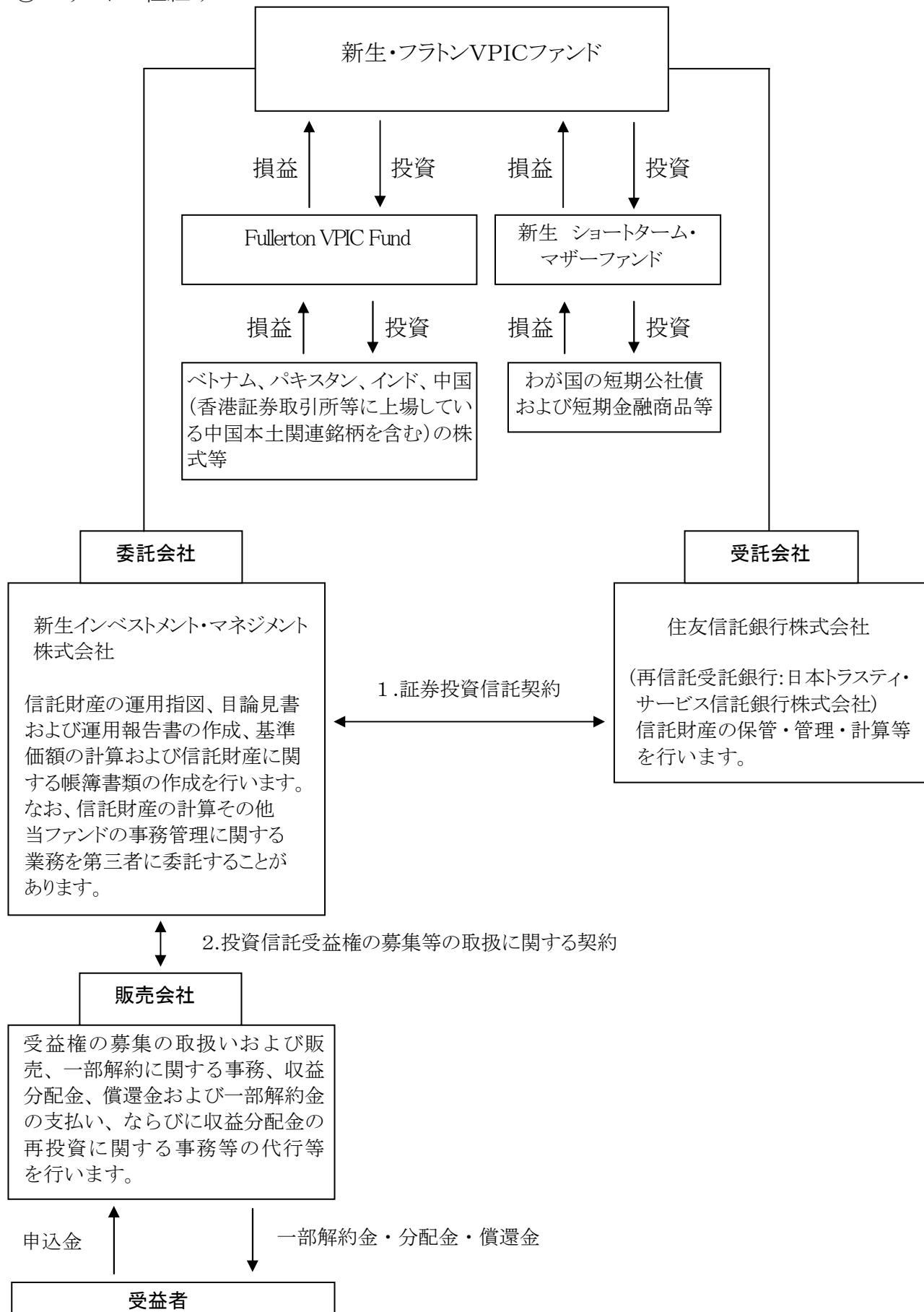
#### <Fullerton VPIC Fund のポートフォリオの構築プロセス>



6. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## (2) 【ファンドの仕組み】

### ① ファンドの仕組み



## ② 契約等の概要

### 1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(住友信託銀行株式会社)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

### 2) 投資信託受益権の募集等の取扱に関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱に関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

## ③ 委託会社の概要

### 1) 資本金

4億9,500万円(平成20年10月末日現在)

### 2) 沿革

平成13年12月17日：新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年2月13日：「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年3月12日：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可

平成19年9月30日：証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

### 3) 大株主の状況

(平成20年10月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	9,900	100

## 2 【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ①ケイマン籍の円建て外国投資信託 Fullerton VPIC Fund 受益証券への投資を通じて、主にベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む)の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。  
※当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組み入れられる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。
- ②投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。
- ③投資する投資信託証券は見直しを行う場合があります。
- ④実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- 1)有価証券
- 2)金銭債権
- 3)約束手形

および、次に掲げる特定資産以外の資産

- 1)為替手形

#### ② 運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の第1号のケイマン籍の円建て外国投資信託証券 Fullerton VPIC Fund 受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および第2号の新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である 新生 ショートターム・マザーファンド の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに次の第3号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン籍円建て外国投資信託証券 Fullerton VPIC Fund 受益証券
2. 証券投資信託である 新生 ショートターム・マザーファンド 受益証券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以後「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)

また、委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

## <投資対象投資信託証券の概要>

「Fullerton VPIC Fund」はケイマン籍の円建て外国投資信託受益証券です。「新生 ショートターム・マザーファンド」は新生インベストメント・マネジメント株式会社が設定・運用する証券投資信託/親投資信託です。

ファンド名	Fullerton VPIC Fund
形態	ケイマン籍の円建て外国投資信託受益証券
主な投資対象	<p>ベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。)の株式です。 (未上場株式や国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。)</p> <p>そのほか、預託証書(DR, Depositary Receipt)、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、償還金額等が株式や株価指数の価格に連動する効果を有する債券等に投資する場合があります。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用する場合があります。</p>
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
主な投資態度	<p>①主にベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。)の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p> <p>②株式への投資は高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、組入比率を落とす場合があります。また市場の休場等に対応するため一時的に組入比率を落とす場合があります。</p> <p>③株式等の国別配分比率は、ベトナム 20%、パキスタン 20%、インド 30%、中国 30%を基本とし、原則として±10%の範囲内で変動させます。ただし、市場の流動性やその他やむをえない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。</p> <p>④外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤市況動向や、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき等ならびに運用資産が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>①株式への投資割合に制限を設けません。</p> <p>②同一銘柄の株式(当該株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。)への投資割合は、投資信託財産の 10%以下とします。</p> <p>③株式(株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。)の時価総額とデリバティブ取引の株式のロング・ポジションの想定元本の合計額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>④外貨建資産への投資割合に制限を設けません。</p>
決算日	年1回、原則として毎年 12 月 31 日
申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
運用報酬	純資産総額に対し年率 0.90%

管理費用等	①受託会社報酬額 (※投資先ファンドの純資産総額1億米ドル相当額の場合の概算値です。)	年額約 60,000 米ドル※
	②当初のファンド設定費用(弁護士費用等) (※この費用については当初5年間で償却いたします。)	合計 1,904,767 円※
	③その他 ( i ) 管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等 ( ii ) 監査報酬、弁護士報酬等 ( iii ) 有価証券売買時の取引費用等 (*その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。)	年額約 38 万円
	④投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。	
運用会社	Fullerton Fund Management Company Ltd 所在地:シンガポール共和国シンガポール市	
管理会社	HSBC Trustee (Cayman) Limited	
ファンド名	Fullerton VPIC Fund	

(注)運用報酬や管理費等については、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
形態	契約型投資信託受益証券/親投資信託
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	① 外貨建資産への投資は行いません。 ② 有価証券先物取引等を行うことができます。 ③ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年 12 月 10 日(収益の分配は行いません。)
申込手数料	ありません。
解約手数料	ありません。
運用報酬	ありません。
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託銀行	住友信託銀行株式会社

### (3) 【運用体制】

#### ① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役割・機能
運用部 (9名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

※なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

#### ② フラトン社

チーフ・インベストメント・オフィサー(以下、CIO)のもと、株式、債券、ストラテジー・通貨、ファンド・オブ・ヘッジファンズのチームがあり、下記のような会議があります。

アセットアロケーション・ミーティング…隔月開催。議長は CIO で、メンバーは全ての運用専門職。株式市場の見通しやカントリー・アロケーションなどが話し合われます。

投資委員会…隔週開催。CIO が議長。各アセットクラスのヘッドとストラテジーチームが参加。

投資の基本戦略が決定されます。

株式ミーティング…毎週開催。株式チームのヘッドが議長。株式チームで一週間の売買とパフォーマンスが議論されます。

※ファンドの運用体制等は平成 20 年 11 月 26 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

##### ② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

##### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### ④ ファンドの決算日

原則として毎年8月 26 日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

##### ⑤ 分配金のお支払い

「一般コース」

原則として決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。支払いは販売会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日以内に支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申し込みの場合は、原則、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

### 信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ⑦ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ⑧ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンダのリスクは以下に限定されるものではありません。

#### 1. 値格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、こうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

#### 2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、こうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

#### 3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

#### 4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

#### 5. その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむをえない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受けた注文を取り消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組み入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

### ① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

#### 1)当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割・機 能
運用部	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。</li><li>・投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。</li></ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"><li>・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。</li><li>・法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。</li></ul>

#### 2)コンプライアンス体制

管理部(コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。)は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

### ② フラトン社

リスク管理体制は役員会レベルの監査・リスク委員会によって監督されます。

リスクのモニター、コントロール、管理は、独立したリスク・コンプライアンス・チームによってなされ、チーフ・オペレーティング・オフィサーにレポートされます。

※上記体制は平成20年11月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

② 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

### (2) 【換金(解約)手数料】

#### ① 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はありません。

#### ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことといいます。

### (3) 【信託報酬等】

#### ① 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.176%(税抜1.12%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

#### ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)

信託報酬率(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.176%	0.3885%	0.735%	0.0525%
(1.12%)	(0.37%)	(0.70%)	(0.05%)

※投資先ファンドの運用報酬(年率0.90%)を加えた実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年2.076%程度です。

#### ③ 信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
  - ② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
  - ③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。
  - ④ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借り入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。
- ※ 手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 《参考》

当ファンドが投資対象とするケイマン籍の円建て外国投資信託 Fullerton VPIC Fund Class A(以下「投資先ファンド」といいます。)に係る手数料について

- (1) 申込手数料 申込手数料はありません。
- (2) 換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はありません。
- (3) 運用報酬

運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.90%
-----------	--------------------

なお、当ファンドの信託報酬に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.90%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。) ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただぐ信託(運用)報酬は変動いたします。

全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値
年 2.076% 程度

## (4) その他の手数料等

- ① 受託会社報酬額 年額約 60,000 米ドル※  
(※投資先ファンドの純資産総額 1 億米ドル相当額の場合の概算値です。)
- ② 当初のファンド設定費用(弁護士費用等) 合計 1,904,767 円※  
(※この費用については当初5年間で償却いたします。) 年額約 38 万円
- ③ 管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等、監査報酬、弁護士報酬等、有価証券売買時の取引費用等および、投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借り入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。

※その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

## 新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬等

信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

## (5)【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

### 〈普通分配金と特別分配金〉

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

(1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

(2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。

(3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

### 〈個別元本〉

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

(1) 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当りの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

(2) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

## 《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

### <個人投資家の場合>

#### 平成 20 年 12 月 31 日まで

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率による源泉徴収(申告不要)が行われます。収益分配金のうち税法上課税扱いとなるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、確定申告を選択した場合は、総合課税(配当控除の適用なし)とすることができます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

#### 平成 21 年 1 月 1 日以降

##### (1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として 20% (所得税 15% および地方税 5%) の源泉徴収税率が適用となります。

しかし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの2年間は特例措置として、その年分の普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が 100 万円 (同一支払者からの年間支払金額が 1 万円以下のものは除外されます) までは、10% (所得税 7% および地方税 3%) の源泉徴収税率が適用され、申告不要の特例があります。ただし、上記年分の普通分配金等の金額の合計額が 100 万円を超える場合、その超える年分については確定申告が必要となります。この場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができ、申告分離課税を選択した場合、100 万円を超える部分については 20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率となります。

##### (2) 一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の利益(譲渡益)については、原則として 20% (所得税 15% および地方税 5%) の課税対象(譲渡所得等)となり、申告分離課税が適用されます。ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの2年間は特例措置として、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額のうち、500 万円以下の部分については 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率が適用されます。特定口座(源泉徴収口座)を利用した場合には 10% の税率による源泉徴収が行われ、確定申告が不要です。しかし、特定口座(源泉徴収口座)を利用している場合でも、500 万円を超える場合は確定申告が必要となり、その超える部分については 20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率が適用されます。また、平成 21 年 1 月 1 日以降は、一部解約時および償還時に発生した譲渡損益を確定申告することにより、他の上場株式等の譲渡損益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

なお、平成 23 年以降は、譲渡所得等の金額に関わらず 20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率が適用されます。

<法人投資家の場合>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)、平成21年4月1日以降は15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。また、法人が受け取る譲渡益に関しては、全額が法人税の課税対象となります。

- ※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
- ※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

以下は平成 20 年 9 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	8,096,001,225	96.60
親投資信託受益証券	日本	200,830,682	2.40
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	83,458,685	1.00
合計(純資産総額)		8,380,290,592	100.00

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### 1) 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン	投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	1,647,787,580	6,098.80	10,049,526,892	4,913.2554	8,096,001,225	96.60
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	198,842,260	1.0094	200,711,377	1.0100	200,830,682	2.40

##### 2) 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	96.60
親投資信託受益証券	—	2.40
合計		99.00

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成 20 年 9 月 30 日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時(平成19年9月28日)	9,201	—	1.0000	—
平成19年9月末日	9,201	—	1.0000	—
平成19年10月末日	15,240	—	1.0649	—
平成19年11月末日	15,834	—	0.9507	—
平成19年12月末日	17,611	—	0.9899	—
平成20年1月末日	15,128	—	0.8052	—
平成20年2月末日	15,187	—	0.7945	—
平成20年3月末日	12,755	—	0.6744	—
平成20年4月末日	13,792	—	0.7424	—
平成20年5月末日	12,038	—	0.6550	—
平成20年6月末日	10,725	—	0.5939	—
平成20年7月末日	10,995	—	0.6217	—
第1期計算期間末 (平成20年8月26日)	10,651	10,651	0.6144	0.6144
平成20年8月末日	10,422	—	0.6027	—
平成20年9月末日	8,380	—	0.4979	—

\* 純資産総額(百万円)は単位未満を切り捨てて表示しています。

②【分配の推移】

期間	1 口当たりの分配金(円)
第1期計算期間 (平成 19 年 9 月 28 日より平成 20 年 8 月 26 日)	0

③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間 (平成 19 年 9 月 28 日より平成 20 年 8 月 26 日)	△38.6

(注1) 収益率は、第1期計算期間末の基準価額(分配金込み)から設定時の基準価額を控除した額を設定時の基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。

(注2) 収益率は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。

<ご参考>

以下は平成 20 年 9 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

「新生 ショートターム・マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	629,620,850	99.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,627,382	0.73
合計(純資産総額)		634,248,232	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1) 評価額上位銘柄明細

順位	国 ／ 地 域	種 類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	政府短期 証券 第 528 回	150,000,000	99.85	149,783,850	99.98	149,974,650	—	2008 年 10 月 14 日	23.65
2	日本	国債 証券	政府短期 証券 第 533 回	350,000,000	99.85	349,506,500	99.94	349,795,950	—	2008 年 11 月 10 日	55.15
3	日本	国債 証券	政府短期 証券 第 537 回	30,000,000	99.85	29,957,880	99.91	29,972,850	—	2008 年 12 月 1 日	4.73
4	日本	国債 証券	政府短期 証券 第 541 回	100,000,000	99.84	99,849,000	99.88	99,877,400	—	2008 年 12 月 22 日	15.75

2) 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	99.27
合計		99.27

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## 6 【手続等の概要】

### (1) 申込(販売)手続等

#### ① 取得申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたブランドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### ② 取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- 中国の香港証券取引所の休業日

#### ③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社あるいは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>  
電話番号 03-5157-5549  
お問合せ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

#### ④ コースの選択

- 1) 収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申し込みの際に、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」

お申し込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

2) 収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

2) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

⑦ 取得申込の受付の中止、既に受けた取得申込の受付の取消

継続申込期間においては、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

(2) 換金(解約)手続等

① 換金の請求

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。

2) 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したもの当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求申込日が下記のいずれかに該当する場合は、換金請求のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- 中国の香港証券取引所の休業日

### ③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

### ⑥ 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額※<sup>1</sup>から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本※<sup>2</sup>を超過した額に対し10%※<sup>3</sup>)を差し引いた金額となります。

※1 解約価額=基準価額-信託財産留保額=基準価額-(基準価額×0.3%)

※2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※3 個人投資家の場合は、平成21年1月1日以降 10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率は廃止され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用となります。しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。

法人投資家の場合は、平成21年4月1日以降 7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率が、15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)に変更されます。

● 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

● 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

詳しくは、前記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い 《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて」をご参照ください。

⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込の受付日から起算して、8営業日目以降、販売会社において支払います。

⑧ 解約申込の受付の中止、既に受けた解約申込の受付の取消

1)委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

2)一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受けたものとして取り扱います。

## 7 【管理及び運営の概要】

### (1)【資産管理等の概要】

#### ① 資産の評価

##### 1)基準価額の算定

イ)基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従つて時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ロ)ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

##### 2) ファンドの主な投資対象の評価基準

イ)信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従つて時価評価します。

ロ)ケイマン籍の円建て外国投資信託 Fullerton VPIC Fund Class A 受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。

ハ)証券投資信託である 新生 ショートターム・マザーファンド 受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

ニ)外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)は、原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

ホ)予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

### 3) 基準価額の算出頻度と公表

イ) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

ロ) 基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「VPIC」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

### ② 保管

該当事項はありません。

### ③ 信託期間

原則、無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることができます。

### ④ 計算期間

原則として、毎年8月 27 日から翌年8月 26 日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### ⑤ 受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金・償還金受領権、換金(解約)請求権および帳簿閲覧権を有しています。

### ⑥ その他

#### 1) 信託の終了(繰上償還)

イ) 委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ)前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ)前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イ)の信託契約の解約をしません。

ホ)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ)上記 ハ)から ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ト)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

チ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

リ)上記 チ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 2)信託約款の変更規定 ニ)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

ヌ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述 2)信託約款の変更規定にしたがい新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ル)委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 2) 信託約款の変更

イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

ロ)委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ)上記 ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 上記 ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 イ) の信託約款の変更をしません。

ホ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 イ) から ホ) までの規定にしたがいます。

ト) 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記 イ) から ホ) までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記 ロ) の書面の交付を原則として行いません。

### 3) 異議の申立て

イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

ハ) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行う場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

ニ) 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 4) 償還金について

イ) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに支払いを開始いたします。）から受益者に支払われます。

ロ) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

## 5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎年8月の決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に交付します。

## 6) 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### (2)【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### ① 収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- 2) ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### ② 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

#### ③ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(注)当ファンドは、パキスタン株式市場の流動性が減少したため、市場実勢を反映した適正な価格の算出が困難となったとして、当ファンドが投資しているFullerton VPIC Fund が買付・解約を停止したため、平成20年10月8日から、取得のお申込みおよび一部解約の実行の請求の受付、ならびに基準価額の公表を停止した期間があります。

## 第2【財務ハイライト情報】

- (1) 下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

### 新生・フラトン VPIC ファンド

#### 1【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (平成20年8月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		281,843,612
投資信託受益証券		10,336,694,493
親投資信託受益証券		200,711,377
未収利息		2,857
流動資産合計		10,819,252,339
資産合計		10,819,252,339
負債の部		
流動負債		
未払解約金		109,437,513
未払受託者報酬		2,588,388
未払委託者報酬		55,391,507
その他未払費用		435,936
流動負債合計		167,853,344
負債合計		167,853,344
純資産の部		
元本等		
元本		17,335,802,863
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△6,684,403,868
純資産合計		10,651,398,995
負債純資産合計		10,819,252,339

## 2【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

		第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
営業収益		
受取利息		731,989
有価証券売買等損益		△7,202,594,130
営業収益合計		△7,201,862,141
営業費用		
受託者報酬		6,453,444
委託者報酬		138,103,553
その他費用		955,044
営業費用合計		145,512,041
営業利益又は営業損失(△)		△7,347,374,182
経常利益又は経常損失(△)		△7,347,374,182
当期純利益又は当期純損失(△)		△7,347,374,182
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△1,056,084,855
剩余金増加額又は欠損金減少額		35,583,085
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額		35,583,085
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額		-
剩余金減少額又は欠損金増加額		428,697,626
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額		-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額		428,697,626
分配金		-
期末剩余金又は期末欠損金(△)		△6,684,403,868

## 3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため平成19年9月28日から平成20年8月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成20年8月26日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	17,335,802,863 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	6,684,403,868 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6144 円 (6,144 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
1. 分配金の計算過程  計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、及び収益調整金(0円)より、分配対象収益は0円のため、当期に分配した金額はありません。
2. 剰余金増加額及び剰余金減少額  当期一部解約に伴う剰余金増加額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額はそれぞれ剰余金減少額及び剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期 (平成20年8月26日現在)
期首元本額	9,201,209,798円
期中追加設定元本額	11,864,027,072円
期中一部解約元本額	3,729,434,007円

2 有価証券関係

第1期（平成20年8月26日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	10,336,694,493	△6,432,451,048
親投資信託受益証券	200,711,377	577,342
合計	10,537,405,870	△6,431,873,706

3 デリバティブ取引関係

第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。

### 第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**第4【ファンドの詳細情報の項目】**

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

新生・フラトン VPIC ファンド  
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

## 追加型証券投資信託 新生・フラトンVPICファンド 約款

### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

主な投資対象は、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund Class A」(以下「Fullerton VPIC Fund」といいます。) 受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)。

##### (2) 投資態度

ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券への投資を通じて、主にベトナム、パキスタン、インド、中国(香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む)の株式等を投資対象とします。

②投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

③投資する投資信託証券は見直しを行う場合があります。

④実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

① 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。

④株式への直接投資は行いません。

⑤外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

#### 3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### ①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

##### ②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

##### ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

## 追加型証券投資信託 新生・フランVPICファンド 約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

### (信託事務の委託)

第1条2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### (信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利潤の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,300億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第44条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数

に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については300億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいひ、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいひ、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受

益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)

は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込に応じができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑤ 第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了

日の基準価額とします。

⑥ 第1項の規定にかかわらず、販売会社は、取得申込日が別に定める海外休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行いません。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるるものとします。

① 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい

ます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(上記イに掲げるものに該当するものを除きます。)

②次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号のケイマン籍の円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および第2号の新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに次の第3号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ケイマン籍円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券

2. 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以後「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社債法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人との取引)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託

先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第26条、第27条、および第28条に掲げる取引を行うことができます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(予約為替の評価)

第21条 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (有価証券の保管)

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるとときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券または親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指

図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年8月27日から翌年8月26日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年8月26日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務等の諸費用および監査費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、信託財産に係る監査費用 年額1百万円および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、借入金の利息および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第31条に規定する計算期間を通じて日々計上され、第34条第2項に規定する信託報酬の支弁される日に信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の112の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内

の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金(第39条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目以降に当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日および第36条第2項に規定する交付開始日までに、償還金については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第39条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める海外休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受

け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第40条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡するこ  
とがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡  
することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継  
させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事  
業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞  
任することができます。受託者がその任務に背いた場合、  
その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。  
受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任し  
た場合、委託者は、第45条の規定にしたがい新受託者を  
選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は  
この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき  
またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益  
権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、  
第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に  
対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第2項または前条第

2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成19年9月28日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号  
委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
受託者 住友信託銀行株式会社

1. 別に定める海外休業日

約款12条第6項および第39条第1項の「別に定める海外休業日」は次のものをいいます。

- ・シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ・ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- ・パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- ・インドのムンバイ証券取引所の休業日
- ・中国の香港証券取引所の休業日

## 【信託用語集】

運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人（株式会社）を設立し、投資証券（株券）を発行して投資主（株主）を募集します。投資証券を購入した投資主が、その会社の投資運用による収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に対して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求ともよばれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引き前の価額です。信託財産留保額がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額になります。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為替変動に係るリスクを回避することをいいます。
基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動します。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当たりの価額で表示することが一般的です。
繰上げ償還	信託約款に定められた信託期間（運用期間）の満了日前に投資信託が償還されることを繰上げ償還といいます。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい（申込手数料（税込）は含まれません。）、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。追加型株式投資信託では、課税扱いとなる普通分配金と、「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる特別分配金があります。
受益証券	契約型投資信託において受益権を表わす証券のことです。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものといいます。
償還	投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。
信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。有期限のものと期間の定めのない無期限のものとがあります。
信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は受託会社により保管・管理されます。
信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信託財産に繰り入れます。これにより、引き続き投資を続ける投資家との公平性の確保を図っています。
信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は委託者（投資信託会社）・受託者（信託銀行）・販売会社の業務に対する対価として支払われます。

信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に締結され、信託契約が記されています。
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託（投資信託または外国投資信託）の受益証券や会社型の投資信託（投資法人および外国投資法人）の投資証券をいいます。
投資信託説明書 (目論見書)	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。金融商品取引法では、投資信託会社に対し作成義務、販売会社に対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されることになっています。目論見書ともいいます。
トップダウン・アプローチ	経済・金利・為替などのマクロ的な投資環境の予測から、資産配分や業種別配分を決定し、その後個別銘柄の選別を行う運用手法です。
トラッキング・エラー	資産運用において、ベンチマークに対するリターンの乖離する可能性を示す指標です。
分配金再投資（累積投資）	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うにあたり、目標とする指標をいいます。アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法のことです。

投資信託説明書  
[ 請求目論見書 ]  
2008.11

## 新生・フラトンVPICファンド

追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資可能

設定・運用は  
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求によりに交付される目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「新生・フラトン VPIC ファンド」の募集については、委託会社は、委託会社は金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第5条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 11 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 11 月 27 日にその効力が発生しております。

- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

## 請求目論見書 目次

### ファンドの詳細情報

第1 【ファンドの沿革】……………1頁

第2 【手続等】……………1頁

  (1)【申込(販売)手続等】

  (2)【換金(解約)手続等】

第3 【管理及び運営】……………5頁

  1 【資産管理等の概要】

    (1)【資産の評価】

    (2)【保管】

    (3)【信託期間】

    (4)【計算期間】

    (5)【その他】

  2 【受益者の権利等】

第4 【ファンドの経理状況】……………10頁

第5 【設定及び解約の実績】……………40頁

## ファンドの詳細情報

### 第1【ファンドの沿革】

平成19年9月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込(販売)手続等】

##### ① 取得申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

##### ② 取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- 中国の香港証券取引所の休業日

##### ③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社あるいは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

#### ④ コースの選択

1) 収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申し込みの際に、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」

お申し込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

2) 収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

#### ⑤ 申込価額と金額

1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

#### ⑥ 申込手数料

1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

2) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

#### ⑦ 取得申込の受付の中止、既に受けた取得申込の受付の取消

継続申込期間においては、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

## 2 【換金(解約)手続等】

### ① 換金の請求

- 1)販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2)原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### ② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求申込日が下記のいずれかに該当する場合は、換金請求のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- 中国の香港証券取引所の休業日

### ③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%)を乗じて得た額をいい、信託財産に繰り入れられます。

### ⑥ 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額※<sup>1</sup>から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本※<sup>2</sup>を超過した額に対し10%※<sup>3</sup>)を差し引いた金額となります。

※1 解約価額=基準価額-信託財産留保額=基準価額-(基準価額×0.3%)

※2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※3 個人投資家の場合は、平成21年1月1日以降 10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率は廃止され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用となります。しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。

法人投資家の場合は、平成21年4月1日以降 7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率が、15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)に変更されます。

● 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

● 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

詳しくは、交付目論見書「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い 《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて」をご参照ください。

#### ⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込の受付日から起算して、8営業日目以降、販売会社において支払います。

#### ⑧ 解約申込の受付の中止、既に受けた解約申込の受付の取消

1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

2) 上記1)により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以後の最初の解約の請求を受けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受けたものとして取り扱います。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### ① 基準価額の算定

1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

2) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

###### ② ファンドの主な投資対象の評価基準

1) 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

2) ケイマン籍の円建て外国投資信託 Fullerton VPIC Fund Class A 受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

3) 証券投資信託である新生 ショートターム・マザーファンド 受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

4) 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)は、原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

5) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

###### ③ 基準価額の算出頻度と公表

1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

2) 基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「VPIC」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることができます。

### (4) 【計算期間】

原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### (5) 【その他】

#### ① 信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、上記1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 上記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 上記3)から上記5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 9) 上記8)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投

資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述②信託約款の変更規定4)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

- 10) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述②信託約款の変更規定にしたがい新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 11) 委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

## ② 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 上記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1)から上記5)までの規定にしたがいます。
- 7) 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
- 8) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記1)から上記5)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行いません。

## ③ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた

受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一下で、繰上償還、信託約款の変更を行う場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。
- 4) 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

④ 償還金について

- 1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までに支払いを開始いたします。)から受益者に支払われます。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年8月の決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に交付します。

⑥ 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ① 収益分配金・償還金受領権

1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

2) ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### ② 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

### ③ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(注) 当ファンドは、パキスタン株式市場の流動性が減少したため、市場実勢を反映した適正な価格の算出が困難となったとして、当ファンドが投資しているFullerton VPIC Fund が買付・解約を停止したため、平成20年10月8日から、取得のお申込みおよび一部解約の実行の請求の受付、ならびに基準価額の公表を停止した期間があります。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- ただし、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年8月9日内閣府令第61号）」附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成19年9月28日（設定日）から平成20年8月26日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成20年10月9日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

青木裕早  


指定社員  
業務執行社員

公認会計士

山田信之  


当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンV P I C ファンドの平成19年9月28日から平成20年8月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・フラトンV P I C ファンドの平成20年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 【財務諸表】

### 新生・フラトン VPIC ファンド

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 (平成20年8月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	281,843,612	
投資信託受益証券	10,336,694,493	
親投資信託受益証券	200,711,377	
未収利息	2,857	
流動資産合計	10,819,252,339	
資産合計		10,819,252,339
負債の部		
流動負債		
未払解約金	109,437,513	
未払受託者報酬	2,588,388	
未払委託者報酬	55,391,507	
その他未払費用	435,936	
流動負債合計	167,853,344	
負債合計		167,853,344
純資産の部		
元本等		
元本	17,335,802,863	
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,684,403,868	
純資産合計		10,651,398,995
負債純資産合計		10,819,252,339

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
営業収益 受取利息 有価証券売買等損益	731,989 △7,202,594,130
営業収益合計	△7,201,862,141
営業費用 受託者報酬 委託者報酬 その他費用	6,453,444 138,103,553 955,044
営業費用合計	145,512,041
営業利益又は営業損失(△)	△7,347,374,182
経常利益又は経常損失(△)	△7,347,374,182
当期純利益又は当期純損失(△)	△7,347,374,182
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,056,084,855
剰余金増加額又は欠損金減少額 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 剰余金減少額又は欠損金増加額 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 分配金	35,583,085 35,583,085 - 428,697,626 - 428,697,626 -
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△6,684,403,868

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価してお ります。時価評価にあたっては、計算期間 末日に知りうる直近の日の基準価額に基づ いて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本 となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎 年8月27日から翌年8月26日までとして おりますが、第1期計算期間は期首が設定 日のため平成19年9月28日から平成20 年8月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成20年8月26日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	17,335,802,863 円
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	6,684,403,868 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6144 円 (6,144 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
1. 分配金の計算過程  計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、及び収益調整金(0円)より、分配対象収益は0円のため、当期に分配した金額はありません。
2. 剰余金増加額及び剰余金減少額  当期一部解約に伴う剰余金増加額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額はそれぞれ剰余金減少額及び剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期 (平成20年8月26日現在)
期首元本額	9,201,209,798 円
期中追加設定元本額	11,864,027,072 円
期中一部解約元本額	3,729,434,007 円

## 2 有価証券関係

第1期（平成20年8月26日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	10,336,694,493	△6,432,451,048
親投資信託受益証券	200,711,377	577,342
合計	10,537,405,870	△6,431,873,706

## 3 デリバティブ取引関係

第1期  
(自平成19年9月28日(設定日)  
至平成20年8月26日)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、  
該当事項はありません。

### （4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	1,694,871.72	10,336,694,493	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	198,842,260	200,711,377	
	合計	200,537,131.72	10,537,405,870	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第3 不動産等明細表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第5 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

本報告書の開示対象ファンド(新生・フラトンVPICファンド)(以下「当ファンド」という。)は、ケイマン籍の円建て外国投資信託である「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された受益証券は、同外国投資信託の受益証券です。同外国投資信託の第2期計算期間は、平成20年1月1日より平成20年12月31日であり、当ファンドの計算期間末日(以下「計算日」という。)時点では決算を迎えておりませんが、第2期計算期間終了後には現地の法律に基づいた財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。よって、平成19年12月31日に終了した第1計算期間の財務諸表を記載しています。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」(以下「マザーファンド」という。)の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

# Fullerton VPIC Fund の受益者各位に対する独立監査人の報告書 (ケイマン諸島の信託約款に基づき作成)

## 財務諸表に関する報告書

我々は、フラトン・ファンズ C1 のサブ・ファンドである Fullerton VPIC Fund(本サブ・ファンド)の 2007 年 12 月 31 日現在の貸借対照表および 2007 年 9 月 28 日(設定日)から 2007 年 12 月 31 日までの期間の損益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の財務諸表について監査を行った。

## 財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards)に従った本財務諸表の作成および適正な表示について責任を負う。この責任には、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成および適正な表示に関する内部統制の計画、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

## 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務諸表に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準(International Standards on Auditing)に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうか合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務諸表中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれる。選択された手続きは、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく状況に適した監査手続きを計画するために、事業体の財務諸表の作成および適正開示に関する内部統制を検討する。

また監査は、財務諸表の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。

## 意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、本サブ・ファンドの 2007 年 12 月 31 日現在の財務状態、ならびに 2007 年 9 月 28 日(設定日)から 2007 年 12 月 31 日までの期間の本サブ・ファンドの業績およびキャッシュフローについて、国際財務報告基準に従い、真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース  
ケイマン諸島

[日付]

## FULLERTON VPIC FUND

## 損益計算書

(2007年12月31日に終了した会計期間)

自 2007年9月28日(設定日)

至 2007年12月31日

注記

日本円

**利益**

受取利息	5	4,837,880
受取配当金		42,694,831
その他の利得・損失(純額)		(14,003,279)
損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融 負債における公正価値の純変動額	8	(786,261,515)
<b>純利益合計</b>		<b>(752,732,083)</b>

**費用**

運用報酬		31,964,535
保管報酬		1,859,720
受託会社報酬		710,316
設定費用		1,904,767
監査報酬		1,619,427
その他の営業費用		1,646,034
<b>営業費用合計</b>		<b>39,704,799</b>

**営業損失**

税引前当期純損失		(792,436,882)
源泉徴収税		(2,375,793)
<b>税引後当期純損失</b>		<b>(794,812,675)</b>

買値／売値から最終取引価格への調整	12	13,286,091
設定費用の調整	12	1,808,562

<b>営業活動による受益者に帰属する純資産の減少</b>		<b>(779,718,022)</b>
------------------------------	--	----------------------

HSBC Trustee (Cayman) Limited

署名権者

Fullerton Fund Management Pte Ltd

Gerard Lee How Cheng

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

## FULLERTON VPIC FUND

## 貸借対照表

(2007年12月31日現在)

	注記	2007年 日本円
<b>資産</b>		
損益を通じて公正価値評価される金融資産	8	15,828,112,450
その他の未収金		4,174,695
ブローカーからの未収金		63,498,621
未収配当金		26,613,331
証拠金	6	84,337,711
銀行預金	7	829,056,621
<b>資産合計</b>		<b>16,835,793,429</b>
<b>負債</b>		
損益を通じて公正価値評価される金融負債	8, 9	7,244,339
ブローカーへの未払金		14,312,914
未払費用およびその他の未払金	10	39,048,851
<b>負債(受益者に帰属する純資産を除く)</b>		<b>60,606,104</b>
<b>受益者に帰属する純資産(買呼値／売呼値)</b>		<b>16,775,187,325</b>
<b>資本構成</b>		
受益者に帰属する純資産(最終取引価格・設定費用 調整前)		16,790,281,978
買値／売値から最終取引価格への調整	12	(13,286,091)
設定費用の調整	12	(1,808,562)
<b>受益者に帰属する純資産(買値／売値・設定費用調 整前)</b>		<b>16,775,187,325</b>
HSBC Trustee (Cayman) Limited 署名権者		Fullerton Fund Management Pte Ltd Gerard Lee How Cheng

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND  
受益者に帰属する純資産変動計算書  
(2007年12月31日に終了した会計期間)

	自 2007年9月28日(設定日) 至 2007年12月31日	注記 株式数 日本円
<b>期首現在の受益者に帰属する純資産額(最 終取引価格)</b>	—	—
受益証券発行手取金	1,754,234	17,570,000,000
税引後当期純損失	—	(794,812,675)
買値／売値から最終取引価格への調整	—	13,286,091
設定費用の調整	—	1,808,562
<b>期末現在の受益者に帰属する純資産額(最 終取引価格)</b>	12 1,754,234	16,790,281,978

---

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

## FULLERTON VPIC FUND

## キャッシュフロー計算書

(2007年12月31日に終了した会計期間)

自 2007年9月28日(設定日)

至 2007年12月31日

注記

日本円

## 営業活動によるキャッシュフロー

税引後当期純損失

(794,812,675)

税金

2,375,793

受取配当金

(42,694,831)

受取利息

(4,837,880)

## 運転資本変動前営業活動によるキャッシュフロー

(839,969,593)

## 営業資産および負債の変動

損益を通じて公正価値評価される金融資産の増加額

(15,828,112,450)

その他の資産の増加額

(152,011,027)

損益を通じて公正価値評価される金融負債の増加額

7,244,339

その他の負債の増加額

53,361,765

## 営業活動によるキャッシュフロー

(16,759,486,966)

配当金の受取額(源泉徴収後)

13,705,707

利息の受取額

4,837,880

## 営業活動による純キャッシュフロー

(16,740,943,379)

## 財務活動によるキャッシュフロー

持分発行による資金調達

17,570,000,000

## 財務活動による純キャッシュフロー

17,570,000,000

現金および現金同等物の純増加額

829,056,621

現金および現金同等物の期首残高

—

現金および現金同等物の期末残高

7

829,056,621

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

## 財務諸表に対する注記

2007年12月31日に終了した会計期間

---

これらの注記は、添付の財務諸表と不可分のものであり、添付の財務諸表と共に読む必要があります。

### 1. 一般的情報

Fullerton VPIC Fund(「本ファンド」)は、Fullerton Fund Management Company Ltd.(「運用会社」とHSBC Trustee (Cayman) Limited(「管理会社」)の間で2007年3月27日付で締結された信託約款によりアンブレラ・ファンドとして構成されるユニット・トラストです。信託約款は、ケイマン諸島の法律が適用されます。

本ファンドは、適用免除信託として登録され、2007年3月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2003年改訂)の規定に基づいてミューチュアル・ファンドとして登録されました。本ファンドの登録事務所は、P.O. Box 484, Strathvale House, North Church Street, George Town, Grand Cayman KY 1-1106, Cayman Islandsです。

2007年12月31日現在、本ファンドは、4つの個別のサブ・ファンド、すなわちFullerton Asian Equities Fund、Fullerton Absolute Returns Asian Equities Fund、Fullerton Vietnam FundおよびFullerton VPIC Fundから構成されます。Fullerton VPIC Fundの財務諸表のみを本報告書で提示します。

本サブ・ファンドの投資目標は、他の証券取引所に上場しているベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポート・セラーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関が発行する株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの投資活動は Fullerton Fund Management Company が管理し、HSBC Trustee (Cayman) Limited がアドミニストレーションおよびカストディアンのサービスを行っています。シンガポールにおいて指名されたアドミニストレーターの代理人は、HSBC Institutional Trust Service (Singapore) Limitedです。

財務諸表は、2008年5月12日に管理会社により発行が承認されました。

### 2. 重要な会計方針

本財務諸表の作成に適用される主要な会計方針は以下の通りです。これらの方針は、首尾一貫して適用されています。

#### 2.1 作成の基準

本サブ・ファンドの財務諸表は、国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されています。財務諸表は、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含む)の再評価により修正された取得原価主義に基づいて作成されています。

IFRSに従って財務諸表を作成する場合には、一定の重要な会計上の見積りを使用することが義務付けられます。また、本サブ・ファンドの会計方針を適用する過程で経営陣にその判断を行うことを要求しています。高度の判断または複雑さを伴う分野、あるいは前提と見積りが財務諸表にとって重要である分野は、注記3に開示されています。

2007年に発効する公表された基準の採用

IFRS第7号「金融商品:開示とIAS第1号(財務諸表の表示)に対する補完的修正 - 資本の開示」が、2007年9月28日(設定日)から採用されました。IFRS第7号は、金融商品に関する新たな開示を導入しています。本基準は、本サブ・ファンドの財務諸表の分類および評価にいかなる影響も及ぼしません。IAS第1号に対する修正の要件に従って、本サブ・ファンドの資本に関する目的および方針について追加開示が行われており、受益者に帰属する純資産として表示されています。本サブ・ファンドの資本の分類および測定に影響はありません。

## 財務諸表に対する注記

2007年12月31日に終了した会計期間

---

### 2. 重要な会計方針(続き)

#### 2.1 作成の基準(続き)

#### 2.2 外貨換算

##### (i) 機能・表示通貨

本サブ・ファンドの財務諸表の項目は、本サブ・ファンドが運用を行っている主な経済環境の通貨である日本円を用いて評価されています。これは、報酬および費用の決済、募集および償還、受益者への報告が日本円で実施されているという事実を反映しています。

##### (ii) 取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて日本円に換算されます。当該取引の決済の結果、ならびに外貨建ての金融資産および負債を会計期間末の為替レートで換算した結果生じる為替差損益は、損益計算書において認識されます。損益を通じて公正価値評価される株式等の非金融資産および負債に係る換算差額は、損益計算書上で公正価値の純損益として認識されます。

### 2.3 損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債

#### (a) 分類

本サブ・ファンドは、持分証券およびデリバティブへの投資を損益を通じて公正価値評価される金融資産または負債として分類します。このような金融資産および金融負債は、トレーディング目的で保有されるものとして分類されるか、設定時に損益を通じて公正価値評価するものとして運用会社によって指定されます。

設定時に損益を通じて公正価値で指定される金融資産および金融負債は、本サブ・ファンドの投資戦略文書に従って運用され、その運用実績は公正価値に基づいて評価されます。本サブ・ファンドの方針は、運用会社がこのような金融資産に関する情報を他の関連財務情報と併せて公正価値に基づいて評価することです。これらの金融資産は、貸借対照表日から12ヶ月以内に実現される予定です。

#### (b) 認識／認識の中止

本サブ・ファンドにおける投資商品の売買は、取引日(本サブ・ファンドが投資商品の売買を約定する日)に公正価値で認識されます。投資商品からのキャッシュフローを受け取る権利が失効した場合や本サブ・ファンドが所有に伴うすべてのリスクおよび便益を実質的に移転している場合は認識を中止します。

#### (c) 測定

損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債は、当初より公正価値で認識されます。取引費用は損益計算書に計上されます。当初の認識後、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債はすべて公正価値で測定されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債区分の公正価値の変動から生じる損益は、その損益が発生した会計期間の損益計算書に計上されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産からの受取利息は、実効利率法を用いて損益計算書上で受取利息として認識されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産からの受取配当金は、支払金を受け取る本サブ・ファンドの権利が確立された場合は、損益計算書上で受取配当金として認識されます。

## 財務諸表に対する注記

2007年12月31日に終了した会計期間

---

### 2. 重要な会計方針(続き)

#### 2.3 損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債(続き)

##### (d) 公正価値の見積り

活発な市場で売買される金融商品の公正価値は、貸借対照表日の市場価格(quoted market price)に基づいています。金融資産の評価に使用される市場価格は現在の買値(current bid price)であり、金融負債の評価に使用される市場価格は現在の売値(current ask price)です。

活発な市場で売買されない金融商品(店頭デリバティブなど)の公正価値は、評価技法を駆使して割り出されます。本サブ・ファンドは、様々な方法を使用して各貸借対照表日現在の市況に基づいて推定します。使用される評価技法には、オプション・プライシング・モデルの使用や市場参加者が一般的に使用するその他の評価技法が含まれます。

#### 2.4 デリバティブ金融商品

本サブ・ファンドのデリバティブ商品は、デリバティブ契約が締結される日の公正価値で認識され、その後も公正価値で再測定されます。公正価値は、活発な市場の市場価格またはディーラーが店頭(「OTC」)デリバティブ商品に付ける価格から得られます。すべてのデリバティブ商品は、公正価値がプラスの場合は資産として、公正価値がマイナスの場合は負債として計上されます。

当初認識時のデリバティブ商品の公正価値を最も明確に示すのは取引価格(与えられたまたは修正された対価の公正価値)です。

デリバティブ商品の公正価値のその後の変動は、直ちに損益計算書上で認識されます。

#### 2.5 金融商品の相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースで決済する意図または当該資産の実現および当該負債の決済を同時にを行う意図がある場合、金融資産および負債は相殺され、その純額が貸借対照表に計上されます。

#### 2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初満期が3ヶ月以下の銀行預金およびブローカーがトレーディング勘定に保有する現金から構成されます。

#### 2.7 ブローカーからの未収金／ブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金／ブローカーへの未払金は、約定済みではあるものの貸借対照表日現在で決済または引き渡しが行われていない売却済投資商品の未収金および購入済投資商品の未払金を表します。これらの金額は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で評価されます。

#### 2.8 未収金

未収金は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で計上されます。

#### 2.9 未払金

未払金は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で計上されます。

## 財務諸表に対する注記

2007年12月31日に終了した会計期間

---

### 2. 重要な会計方針(続き)

#### 2.10 設定費用

設定費用は、発生時に経費に計上されます。

#### 2.11 受取利息および受取配当金

受取利息は、実効利率法を用いて時間比例ベースで認識されます。

配当金は、支払いを受ける権利が確立された時に認識されます。

#### 2.12 課税

本ファンドは、ケイマン籍です。ケイマン諸島の現行の法律上では、所得税、相続税、法人税、キャピタル・ゲイン税、その他本ファンドが支払うべき税金は存在しません。

本サブ・ファンドは、現在、特定の国が投資所得に課している源泉徴収税を負担しています。損益計算書上では当該所得は源泉徴収税を差し引かずに計上されています。

#### 2.13 償還可能ユニット

本サブ・ファンドは、その受益者の選択によって償還が可能であるユニットを発行し、それらは金融負債として分類されます。これらのユニットの分配金は、損益計算書上で金融費用として認識されます。

ユニットは、その受益者の選択によって、発行または償還時の本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額を基礎とする価格で発行および償還されます。本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額は、受益者に帰属する純資産を発行済みユニットの総口数で除して計算されます。本サブ・ファンドの私募覚書(「PPM」)の規定に従って、投資ポジションは、募集および償還におけるユニット1口当たり純資産価額を決定するための最終取引市場価格に基づき評価されます。償還の制限に関する詳細については、注記4.4を参照してください。

### 3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務諸表の作成に際して、経営陣は、翌年度の資産・負債計上額に影響を及ぼす見積りおよび判断を行う場合があります。見積りまたは判断が行われる場合、当該見積りおよび判断は継続的に評価され、過去の経験および他の要因(その状況において合理的と思われる将来の出来事の予想を含む)に基づいて行われます。

当該会計期間に経営陣が行った重要な見積りおよび判断はありません。

### 4. 金融リスク管理

#### 4.1 金融商品の使用戦略

本サブ・ファンドの主要な投資目標は、ベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポートヤーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関の株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの活動は、本サブ・ファンドが投資する金融商品および市場と関係する市場リスク(金利、価格および通貨リスク)、信用リスク、流動性リスクなどを含めた様々なリスクにさらされる可能性があります。

本サブ・ファンドの金融リスクの管理に関する全般的な責任は運用会社にあり、これらのリスクを管理するために運用会社が採用したリスク管理方針は以下の通りです。

## 財務諸表に対する注記

2007年12月31日に終了した会計期間

---

### 4 金融リスク管理(続き)

#### 4.2 市場価格リスク

貸借対照表日現在において、本サブ・ファンドの市場リスクは、主に、投資商品の実際の市場価格の変動(「価格リスク」)、金利、外貨変動の3つの要素により構成されます。

##### (a) 価格リスク

本サブ・ファンドは、上場持分証券および指数先物契約等のその他の金融商品への投資による価格リスクにさらされます。上場持分証券および指数先物契約に投資する本サブ・ファンドは、これらの金融商品の将来価格の不確実性に起因する価格リスクの影響を受けやすく、これらの金融商品の価格変動が本サブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

本サブ・ファンドは、広範な投資調査を行い、市場、セクター、および証券にわたって投資を分散することにより原投資商品の価格変動を管理します。

下表は、貸借対照表日現在の本サブ・ファンドの全体的な市場のエクスポージャーを表したものです。

2007年12月31日現在		
	公正価値	受益者に帰属する純資産の割合(%)
損益を通じて公正価値で指定される証券 - 上場持分証券	15,828,112,450	94.35
トレーディング目的で保有するデリバティブ金融商品(注記9)	(7,244,339)	(0.04)
	<u>15,820,868,111</u>	<u>94.31</u>

価格リスクをモニターするために使用される主要ツールの1つがバリュー・アット・リスク(VaR)です。VaRは、過去の価格ボラティリティの統計分析に基づいてポートフォリオの損失の確率を予測します。運用会社は、投資額、現金、証拠金、未決済取引ポジションを考慮して、純資産価額(「NAV」)に対する割合として日次ベースでVaRを把握しています。VaRは、パラメトリック・アプローチを利用して計測されます。

運用会社は、VaRがリスクに対する有用な指標となる一方で限界があることを認識しています。将来の出来事を予想する指標として過去のデータを利用した場合、起こりうるあらゆる出来事、特に極端な将来の出来事が含まれない可能性があります。

下表は、保有期間10日、信頼水準99%の場合のNAVに対する割合としての2007年12月31日現在のVaRの分析結果を示しています。

2007年12月31日現在	信頼区間 99%
	(純資産価額(NAV)に対する割合としての VAR)
	10.5%

**財務諸表に対する注記**2007年12月31日に終了した会計期間**4 金融リスク管理(続き)****4.2 市場価格リスク(続き)**

## (b) 為替リスク

本サブ・ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建ての資産および負債を保有しています。従って、他通貨建ての資産および負債の価値が為替レートの変動により変動するために為替リスクにさらされます。本サブ・ファンドの方針として、通貨ヘッジ取引は行いません。

下表は、貸借対照表日現在の主要通貨に対する本サブ・ファンドのエクスポージャーを日本円建てで表したものです。

## 資産および負債の集中

	2007年12月31日					
	香港ドル (HKD)	インドルピー (INR)	ベトナムドン (VND)	パキスタン ルピー(PKR)	その他	合計
<b>資産</b>						
現金および現金 同等物	138,000,383	194,977,627	153,872,794	—	426,543,528	913,394,332
損益を通じて公 正価値評価され る金融資産	4,706,826,415	4,937,310,288	3,311,204,003	2,872,771,744	—	15,828,112,450
その他の未収金	—	—	4,174,695	—	—	4,174,695
未収配当金	—	5,650,291	3,295,267	17,535,337	132,436	26,613,331
ブローカーから の未収金	—	—	—	63,498,621	—	63,498,621
	<b>4,844,826,798</b>	<b>5,137,938,206</b>	<b>3,472,546,759</b>	<b>2,953,805,702</b>	<b>426,675,964</b>	<b>16,835,793,429</b>
<b>負債</b>						
損益を通じて公 正価値評価され る金融負債	—	—	—	—	7,244,339	7,244,339
ブローカーへの 未払金	—	—	14,312,914	—	—	14,312,914
未払費用	—	—	—	—	39,048,851	39,048,851
	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>14,312,914</b>	<b>—</b>	<b>46,293,190</b>	<b>60,606,104</b>
先物契約の想定 元本	—	314,129,536	—	—	—	314,129,536

2007年12月31日現在で、他のすべての変数を一定に保った状態で日本円と本サブ・ファンドの他の通貨の為替レートが5%上下した場合、受益者に帰属する純資産の増減額は834,216,443円になります。運用会社は、どの程度の為替レートの変動が合理的に可能であるかを自らの観点で判断しています。

## 財務諸表に対する注記

2007年12月31日に終了した会計期間

---

### 4 金融リスク管理(続き)

#### 4.2 市場価格リスク(続き)

##### (c) 金利リスク

本サブ・ファンドは、主として無利息の上場持分証券に投資するため、市場金利の実勢水準の変動による大きなリスクにさらされることはございません。しかし、金利の変動が証券市場や為替市場に影響を及ぼすことにより、本サブ・ファンドに間接的な影響が及ぶ可能性があります。

本サブ・ファンドの余剰現金および現金同等物は、定評のある信頼できる金融機関に保有されており、いずれも満期が1ヶ月未満の短期金融商品であることから、それらが受ける金利リスクの影響は最小のものであると運用会社は判断しています。従って、金利感応度分析は開示されていません。

#### 4.3 信用リスク

本サブ・ファンドは、信用リスク(カウンターパーティーが満期時に全額を支払うことができないリスク)に対するエクスポージャーを有しています。

信用リスクは、現金および現金同等物、証券およびデリバティブ商品、ならびに未決済および約定済みの取引から発生するブローカーへのクレジット・エクスポージャーから発生します。また、本サブ・ファンドは、カストディアンが保有する資産がカストディアンのデフォルト時に回収できないリスクにもさらされます。

本サブ・ファンドは、定評のある信頼できる金融機関と取引を行うことにより信用リスクに対するエクspoージャーを制限しています。上場証券のすべての取引は、定評のあるブローカーを利用して行い、引き渡し時に決済または支払いが行われます。売却証券の引き渡しはブローカーが支払いを受けた時点でのみ行われるため、デフォルトのリスクは最小であると考えられます。購入時の支払いは、証券をブローカーが受領した時点で行われます。いずれかの当事者が債務を履行できない場合、取引は成立しません。

下表は、貸借対照表日現在における主要なカウンターパーティーの保有金融資産の割合を示すものです。

		金融資産の割合(%)	S&P の信用格付け
Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited		72.1	AA-
Citigroup Global Markets Holdings Inc.		11.7	A-
Merrill Lynch International & Co.		7.3	A+
Deutsche Bank AG London		8.9	AA

**財務諸表に対する注記**2007年12月31日に終了した会計期間**4 金融リスク管理(続き)****4.4 流動性リスク**

流動性リスクは、本サブ・ファンドが、市場の状況によって、受益者への償還のコミットメントを果たすためにポジションを解消することができなくなるリスクです。運用会社は、日次ベースで本サブ・ファンドの流動性ポジションを監視します。

本サブ・ファンドはその資産の大部分を上場持分証券に投資し、またそれらは公認証券取引所に上場され取引されているために容易に現金化することができます。さらに、本サブ・ファンドは、ユニットの決済または償還、および一般資金需要に対応するために短期の借り入れを行う能力があります。ただし、当該借り入れが本サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないことを条件とします。

下表は、契約満期日までの残存期間に基づく本サブ・ファンドの金融負債を示すものです。

2007年12月31日				
	1ヶ月未満 日本円	1~3ヶ月 日本円	満期なし 日本円	合計 日本円
損益を通じて公正価値評価される金融負債	—	7,244,339	—	7,244,339
プローカーへの未払金	14,312,914	—	—	14,312,914
未払費用およびその他の未払金	39,048,851	—	—	39,048,851
受益者に帰属する純資産	—	—	16,790,281,978	16,790,281,978

ユニットは、その受益者の選択によって償還が可能です(注記 2.13)。しかしながら、本サブ・ファンドが、本サブ・ファンドの私募覚書に従って、本サブ・ファンドに損失を与えることなく償還金の支払いを行うための十分な現金または現金同等物を保有していない場合は、管理会社は(本サブ・ファンドに代わって)、管理会社の単独裁量により、当該支払いが可能な場合はできる限り早い時期に支払いを行わなければなりません。貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドの受益者は1人のみでした。

**5 受取利息**

自 2007年9月28日(設定日)  
至 2007年12月31日  
日本円

銀行預金および証拠金からの受取利息	4,837,880
-------------------	-----------

**6 証拠金**

証拠金とは、プローカーが保有している上場先物契約の預託証拠金を意味します。この預託金は本サブ・ファンドの日々の取引に使用することはできません。

**財務諸表に対する注記**

2007年12月31日に終了した会計期間

**7 現金および現金同等物**

キャッシュフロー計算書における現金および現金同等物は、当初満期が90日未満、残高は以下の通りです。

	2007年 日本円
銀行預金	829,056,621

**8 損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債**

a) 損益を通じて公正価値評価される金融資産

	2007年 日本円
損益を通じて公正価値で指定される - 上場持分証券	15,828,112,450

b) 損益を通じて公正価値評価される金融負債

トレーディング目的で保有する - デリバティブ金融商品(注記9)	(7,244,339)
-------------------------------------	-------------

損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債

における公正価値の純変動額

- 実現	(12,236,456)
- 未実現	(774,025,059)
損失合計	(786,261,515)

上場持分証券には金融機関が発行した参加証書(participatory notes)も含まれ、その価値は原上場持分証券を基準とします。2007年12月31日現在で、金融機関3社が発行したこれらの参加証書の時価総額は4,685,380,164円であり、そのうち単独の残高で最大のものは1,963,704,060円でした。

**9 デリバティブ金融商品**

ある種の金融商品の想定元本は貸借対照表上で認識されている商品との比較の基準になるものの、必ずしも関連する将来のキャッシュフローの額または商品の現行の公正価値を示してはおらず、従って信用リスクまたは市場価格リスクの本サブ・ファンドのエクスポージャーを示してはいません。その期間に対応する原金融商品または外国為替レートが変動する結果として、デリバティブ商品は黒字(資産)または赤字(負債)になります。手元のデリバティブ金融商品の契約額または想定元本の総額、商品が黒字または赤字となる程度、ならびにデリバティブ金融資産および負債の公正価値の合計は時折大幅に変動する可能性があります。

本サブ・ファンドの期末現在のデリバティブ金融商品の詳細は、以下の通りです。

先物	2007年12月31日現在		
	契約／ 想定元本 日本円	公正価値 資産 日本円	負債 日本円
	314,129,536	—	7,244,339

財務諸表に対する注記

2007年12月31日に終了した会計期間

---

10 未払費用およびその他の未払金

2007年

日本円

未払監査報酬	1,606,559
未払運用報酬	31,964,535
未払設定費用	116,765
未払受託会社報酬	710,316
その他の未払金	4,650,676
	39,048,851

未払費用およびその他の未払金の簿価は、ほぼ公正価値に相当します。

11 関連当事者

財務上および運営上の決定を行う際に、一方の当事者が他方当事者を支配することができる場合、または他方当事者に大きな影響を及ぼすことができる場合、それらの当事者は関連があるとみなされます。

(a) 運用報酬

運用会社は、本サブ・ファンドから年 0.9%の運用報酬を受領します。当該報酬は、各評価時点での本サブ・ファンドの純資産額(「NAV」)に基づいて計算され、毎日発生し四半期毎に後払い支払われます。評価時点とは、各歴月の最終営業日の終了時です。これは、本サブ・ファンドの私募覚書(「PPM」)に記載の通りです。

(b) 受託会社報酬

HSBC Trustee (Cayman) Limited は、本サブ・ファンドのアドミニストレーター、受託会社、名義書換代理人、現物のカストディアン(「受託会社」として指名されました。受託会社は、一定の職務および機能を HSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited(「受託会社の代理人」)に委譲しています。受託会社報酬は、毎日発生し後払い支払われ、本サブ・ファンドの NAV に基づいて計算され、運用会社と受託会社間で合意した受託会社の標準料率で請求されます。

会計期間中に関連当事者により請求される報酬は、以下の通りです。

自 2007年9月28日(設定日)  
至 2007年12月31日  
日本円

運用報酬	31,964,535
受託会社報酬	710,316
評価報酬	1,065,592
保管報酬	1,859,720

## 財務諸表に対する注記

2007年12月31日に終了した会計期間

---

### 12 受益者に帰属する純資産

本サブ・ファンドの私募覚書の規定に従って、証券取引所または店頭市場で売買される上場投資商品または相場が成立している投資商品の価格設定は、募集および償還ならびに各種報酬の計算に関してユニット1口当たり純資産価額を決定する目的上、最終取引価格を参照して行われます。注記2.3で詳述する本サブ・ファンドの会計方針に従って、IFRSの要件に基づいて、上場持分証券の市場価格はクロージング時の買値に基づいて再評価されます。

さらに、本サブ・ファンドの私募覚書の規定に従って、本ファンドの組成に伴う設定費用が6ヶ月の期間にわたって償却されます。しかしながら、IFRSに従って、設定費用はその発生期間に費用計上しなければなりません。

投資ポジションの評価に関するIFRS基準および設定費用に関する会計処理を適用した結果、私募覚書に基づく評価と比較して、投資商品の価値はそれぞれ13,286,091円、1,808,562円減少しました。

受益者に帰属する純資産は、貸借対照表の負債に相当し、受益者が本サブ・ファンドのユニットの償還権を行使する場合は貸借対照表日に支払われる償還金額で計上されます。その結果として、受益者に帰属する純資産の簿価は、私募覚書の評価額に基づいて支払われる金額を反映するように修正されます。

### 13 比較数値

本財務諸表は、2007年9月28日の設定日以降、本サブ・ファンドに関して作成された最初の財務諸表であるため、比較数値は存在しません。

<参考情報>Fullerton VPIC Fund Class A の 2008 年9月 30 日付け有価証券明細

銘柄名	株数	簿価額(円)		評価額(円)	
		単価	金額	単価	金額
CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION CO LTD	248,000	186	46,142,907	91	22,559,522
BANK OF CHINA LTD	2,050,000	53	107,668,047	40	82,848,759
BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD	688,000	189	129,940,268	95	65,317,838
CHINA CONSTRUCTION BANK	4,715,000	96	451,627,863	69	325,553,495
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA	5,099,000	83	422,953,762	63	319,934,164
TENCENT HOLDINGS LTD	76,000	763	58,019,197	760	57,785,211
CHINA LIFE INSURANCE CO	724,000	452	327,060,293	391	283,174,933
PING AN INSURANCE (GROUP) CO OF CHINA LTD	141,000	1,203	169,571,191	602	84,896,174
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	288,500	506	145,995,170	253	73,118,567
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP	2,178,000	121	264,345,401	83	179,922,433
CNOOC LTD	1,895,000	189	357,981,048	121	229,753,752
PETROCHINA CO LTD	2,040,000	165	335,834,510	110	223,578,626
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	176,000	173	30,471,290	126	22,182,507
CHINA MOBILE LTD	373,500	1,740	649,916,058	1,054	393,483,997
CHINA TELECOM CORP LTD	854,000	68	58,141,723	43	36,619,494
CHINA UNICOM LTD	622,000	228	141,689,380	159	98,675,440
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	8,000	2,288	18,305,362	1,568	12,547,001
GRASIM INDUSTRIES LTD	25,000	5,473	136,831,892	3,835	95,881,753
ICICI BANK LTD	55,000	2,382	131,004,677	1,217	66,932,599
INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	35,000	4,241	148,451,181	3,177	111,189,999
SATYAM COMPUTER SERVICES LIMITED	68,000	1,122	76,279,143	677	46,023,696
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	43,000	4,547	195,517,027	3,616	155,482,619
RELIANCE INFRASTRUCTURE LTD	26,500	2,581	68,386,631	1,796	47,586,674
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP LTD	31,500	6,367	200,546,049	4,872	153,461,763
DR. REDDY'S LABORATORIES LTD	62,000	1,692	104,931,850	1,159	71,844,622
RANBAXY LABORATORIES LTD	36,106	1,080	39,010,915	561	20,273,424
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	246,000	531	130,630,052	573	141,007,190
LARSEN & TOUBRO LIMITED	26,200	7,326	191,936,557	5,559	145,647,735
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	107,000	2,522	269,886,846	2,350	251,456,744
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	87,000	5,615	488,544,585	4,430	385,375,456
NTPC LIMITED	447,000	466	208,101,031	391	174,605,683
DLF LIMITED	98,000	1,471	144,117,040	801	78,531,689
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	42,000	2,259	94,894,460	1,512	63,523,962
RELIANCE COMMUNICATIONS LTD	207,000	1,189	246,094,406	758	156,893,975
ITC LTD	335,000	498	166,983,576	427	143,150,583
MUSLIM COMMERCIAL BANK LTD	257,000	656	168,621,970	322	82,632,476
NATIONAL BANK OF PAKISTAN	508,000	367	186,568,029	127	64,447,487
UNITED BANK LTD	297,000	286	85,023,316	93	27,645,538
LUCKY CEMENT	580,800	255	148,364,727	79	45,760,938
ENGRO CHEMICALS PAKISTAN LIMITED	464,630	474	220,337,202	246	114,342,058
FAUJI FERTILIZER COMPANY LTD	1,155,900	217	250,502,699	136	157,647,179
HUB POWER CO	5,316,000	52	278,472,176	29	155,589,623
PAKISTAN STATE OIL CO LTD	316,000	720	227,590,061	382	120,668,952
OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD	2,388,000	220	526,302,900	129	307,546,119
PAKISTAN PETROLEUM LTD	623,700	341	212,492,836	264	164,724,874
PAKISTAN TELECOMMUNICATIONS LTD	260,000	45	11,647,976	43	11,169,914
SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL BANK	517,500	485	250,790,481	152	78,806,043
SONGDA URBAN & INDUSTRIAL ZONE	81,470	1,554	126,593,017	627	51,085,306
INVESTMENT&DEVELOPMENT CO					
RANGDONG LIGHT SOURCE AND VACUUM FLASK JSC	114,804	760	87,248,614	259	29,749,814
VINH SON - SONG HINH HYDROPO	421,400	358	150,888,709	185	77,922,806
PHA LAI THERMAL POWER	440,000	419	184,276,210	214	94,031,065
SAIGON SECURITIES INC	170,000	1,085	184,475,798	346	58,737,423
BIEN HOA SUGAR	42,915	341	14,626,614	104	4,475,782
KINHDO CORPORATION	153,391	1,135	174,096,127	342	52,508,048
VIETNAM DAIRY PRODUCTS JSC	330,000	1,282	422,932,510	579	191,088,578

銘柄名	株数	簿価額(円)		評価額(円)	
		単価	金額	単価	単価
DHG PHARMACEUTICAL JSC	88,000	1,343	118,183,890	845	74,323,955
DOMESCO MEDICAL IMPORT EXPORT	83,150	1,159	96,329,338	390	32,453,706
IMEXPHARM PHARMACEUTICAL JOI	100,000	1,102	110,172,077	576	57,585,709
HOA PHAT GROUP JSC	324,800	410	133,291,368	358	116,379,438
PETROVIETNAM FERTILIZER & CHEMICALS	657,190	335	220,477,916	384	252,298,348
DONG PHU RUBBER JSC	110,000	375	41,228,933	397	43,637,171
HO CHIMINH INFRASTRUCTURE INVESTMENT CO(CII)	204,320	443	90,556,761	211	43,141,678
REFRIGERATION ELECTRICAL ENGINEERING CORP	34,706	637	22,121,399	255	8,860,325
TAY NINH RUBBER CO	142,000	875	124,313,749	374	53,151,610
PETROVIETNAM DRILLING AND WELL SERVICES JSC	223,912	937	209,873,974	627	140,402,763
BINH MINH PLASTICS JOINT STOCK CO	90,840	977	88,773,847	310	28,189,740
TAN TAO INDUSTRIAL PARK CORP	104,893	667	69,916,528	349	36,577,601
THU DUC HOUSING DEVELOPMENT CORP	148,500	849	126,111,009	266	39,431,814
CORPORATION FOR FINANCING AND PROMOTING TECHNOLOGY	95,790	1,762	168,818,199	585	56,080,707
PETROLEUM TECHNICAL SERVICE CORP	100,000	1,024	102,378,989	323	32,311,981
CABLE AND TELECOMMUNICATIONS MATERIALS JOINT STOCK CO	25,006	951	23,768,962	139	3,487,972

※外貨建株式は円換算し、表示単位未満を四捨五入して表示しており、数字の合計金額は必ずしも一致しない場合があります。

## 新生 ショートターム・マザーファンドの状況

### (1)貸借対照表

区分	(平成 20 年 3 月 27 日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,835,677
国債証券	509,614,410
未収利息	28
流動資産合計	512,450,115
資産合計	512,450,115
負債の部	
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	508,878,950
剰余金	
剰余金	3,571,165
純資産合計	512,450,115
負債・純資産合計	512,450,115

## (2)注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 19 年 9 月 28 日 至平成 20 年 3 月 27 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価格等で評価しております。

### (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 20 年 3 月 27 日現在)
1. 計算日における受益権総数	508,878,950 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0070 円 (10,070 円)

### (重要な後発事象に関する注記)

(自平成 19 年 9 月 28 日 至平成 20 年 3 月 27 日)
該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 1 開示対象ファンドの中間計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 20 年 3 月 27 日現在)
同中間計算期間の期首元本額	100,756,255 円
同中間計算期間の追加設定元本額	408,122,695 円
同中間計算期間の一部解約元本額	- 円
同中間計算期間末日の元本額※	508,878,950 円
※上記元本額の内訳	
(新生・UTI インドファンド)	399,362,760 円
(新生・フラトン VPIC ファンド)	99,581,757 円
(新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド)	9,934,433 円

#### 2 有価証券関係

(平成 20 年 3 月 27 日現在)
該当事項はありません。

#### 3 デリバティブ取引関係

(平成 20 年 3 月 27 日現在)
該当事項はありません。

## 新生 ショートターム・マザーファンドの状況

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

		(平成 20 年 8 月 26 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,430,303	
国債証券	629,455,510	
未収利息	44	
流動資産合計	633,885,857	
資産合計		633,885,857
負債の部		
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	627,980,723	
剰余金		
剰余金	5,905,134	
純資産合計		633,885,857
負債・純資産合計		633,885,857

### (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 19 年 9 月 28 日 至平成 20 年 8 月 26 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額などで評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 20 年 8 月 26 日現在)
1. 計算日における受益権総数	627,980,723 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0094 円 (10,094 円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 19 年 9 月 28 日  
至平成 20 年 8 月 26 日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成 19 年 9 月 28 日  
至平成 20 年 8 月 26 日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成 20 年 8 月 26 日現在)
同計算期間の期首元本額	100,756,255 円
同計算期間中の追加設定元本額	576,876,901 円
同計算期間中の一部解約元本額	49,652,433 円
同計算期間末日の元本額※	627,980,723 円
※上記元本額の内訳	
新生・UTI インドファンド	399,362,760 円
新生・フラトン VPIC ファンド	198,842,260 円
新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド	29,775,703 円

2 有価証券関係

(平成 20 年 8 月 26 日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	629,455,510	354,330
合計	629,455,510	354,330

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成 19 年 12 月 11 日）から計算日までの期間に対応するものであります。

### 3 デリバティブ取引関係

(自平成 19 年 9 月 28 日 至平成 20 年 8 月 26 日)
本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (3) 附属明細表

(平成 20 年 8 月 26 日現在)

##### 第 1 有価証券明細表

###### ① 株式

該当事項はありません。

###### ② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考 (償還年月日)
国債証券	第 519 回政府短期証券	30,000,000	29,997,360	2008 年 9 月 1 日
	第 524 回政府短期証券	100,000,000	99,964,500	2008 年 9 月 22 日
	第 528 回政府短期証券	150,000,000	149,892,300	2008 年 10 月 14 日
	第 533 回政府短期証券	350,000,000	349,601,350	2008 年 11 月 10 日
合計		630,000,000	629,455,510	

##### 第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

##### 第 3 不動産等明細表

該当事項はありません。

##### 第 4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

##### 第 5 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 20 年 9 月 30 日現在です。

<新生・フラトンＶＰＩＣファンド>

### 【純資産額計算書】

I 資産総額	8,431,644,580 円
II 負債総額	51,353,988 円
III 純資産総額( I - II )	8,380,290,592 円
IV 発行済数量	16,831,328,591 口
V 1単位当たり純資産額( III / IV )	0.4979 円

(参考) <新生 ショートターム・マザーファンド>

### 【純資産額計算書】

I 資産総額	634,248,232 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額( I - II )	634,248,232 円
IV 発行済数量	627,980,723 口
V 1単位当たり純資産額( III / IV )	1.0100 円

## 第5 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1計算期間 (平成19年9月28日～平成20年8月26日)	21,065,236,870	3,729,434,007

(注) 第1計算期間の設定数量(口数) は、当初設定数量(口数)を含みます。

